



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

834 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課)..... 1
835 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)..... 3
836 肥料取締法による肥料の登録の失効	(果樹園芸課)..... 3
837 道路の区域変更	(道路保全課)..... 4
838 道路の供用開始	( " )..... 4
839 道路の区域変更	( " )..... 4
840 道路の供用開始	( " )..... 5
841 "	( " )..... 5
842 道路の位置の指定	(都市政策課)..... 5
843 "	( " )..... 6
844 道路の指定	(建築住宅課)..... 6
845 宅地建物取引業者の事務所不確知	(公共建築課)..... 6
846 収納員身分証明書の無効	(会計課)..... 6

### ○ 公告

軽油取引税免税証の無効	(税務課)..... 7
-------------	--------------

## 告 示

### 和歌山県告示第834号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成22年8月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請の概要

##### (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県和歌山市中島185番地3

名称 株式会社オークワ

氏名 代表取締役社長 福西拓也

##### (2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県海南市築地1番1

名称 (仮称) オークワ海南店

##### (3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

##### (4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成22年8月13日から平成22年9月3日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市役所

別表1

種 類	第72号		
基 数	1基		
能 力	2,250人槽		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	平成23年10月1日		
使用開始予定年月日	平成23年10月30日		
使用時間間隔	連続		
1日当たりの使用時間	24時間		
使用の季節的変動	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	通 常	最 大	
	pH	5.8-8.6	5.8-8.6
	BOD(mg/l)	5	5
	COD(mg/l)	10	10
	SS(mg/l)	10	10
	n-Hex(mg/l)	30	30
	T-N(mg/l)	20	20
	T-P(mg/l)	1	1
当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(m <sup>3</sup> /日)	450	450	

別表2

種 類	合併処理浄化槽	
能 力	2,250人槽	
汚水等の処理方式	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式	
工事着手予定年月日	許可後	
工事完成予定年月日	平成23年10月1日	
使用開始予定年月日	平成23年10月30日	
使用時間間隔	0時~24時	
1日当たりの使用時間	24時間	
使用の季節的変動	なし	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	通 常	最 大

		処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
	BOD(mg/ℓ)	200	5	200	5
	COD(mg/ℓ)	150	10	150	10
	SS(mg/ℓ)	250	10	250	10
	n-Hex(mg/ℓ)	50	30	50	30
	T-N(mg/ℓ)	50	20	50	20
	T-P(mg/ℓ)	5	1	5	1
当該汚水等の1日当たりの通常 及び最大の量(m <sup>3</sup> /日)		450	450	450	450

別表3

排水口名		排水口
排水量(m <sup>3</sup> /日)	通常	450
	最大	450
pH	通常	5.8-8.6
	最大	5.8-8.6
BOD(mg/ℓ)	通常	5
	最大	5
COD(mg/ℓ)	通常	10
	最大	10
SS(mg/ℓ)	通常	10
	最大	10
n-Hex(mg/ℓ)	通常	30
	最大	30
T-N(mg/ℓ)	通常	20
	最大	20
T-P(mg/ℓ)	通常	1
	最大	1

## 和歌山県告示第835号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年8月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3022300366	くまの	新宮市新宮8002-97	共同生活介護・共同生活援助	知的障害者、精神障害者	社会福祉法人熊野緑会	新宮市木ノ川703	平成22.8.1	平成28.7.31

## 和歌山県告示第836号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16

条第1項の規定により公告する。

平成22年8月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効した年月日
和歌山県第782号	混合有機質肥料	有機培養EMボカシ	窒素全量2.5 りん酸全量6.5	公定規格のとおり	長瀧隆治 和歌山県日高郡みなべ町清川239番地	平成22.6.1

**和歌山県告示第837号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年8月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
和歌山市本脇字小森坪319番1地先から同市本脇字菖蒲谷586番1地先まで	旧	25.00 ∩ 62.50	336.00	蛇の舞池橋 上り線橋 L=55.00 下り線橋 L=49.00
同上	旧	8.50 ∩ 25.00	352.00	
同上	新	25.00 ∩ 62.50	336.00	蛇の舞池橋 上り線橋 L=55.00 下り線橋 L=49.00

**和歌山県告示第838号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年8月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市本脇字小森坪319番1地先から同市本脇字菖蒲谷586番1地先まで

供用開始の期日 平成22年8月13日

**和歌山県告示第839号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成22年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡印南町大字高串字井之浦 315番3地先から同町大字田ノ垣 内字賀森37番11地先まで	旧	3.70 } 51.90	2,930.00	
同上 (関係図面3/17、4/17中青色表 示の部分を除く。)	新	3.70 } 51.90	2,930.00	
同上 (関係図面2/17、3/17中赤色表 示の部分。)	新	7.80 } 72.50	1,472.00	高串トンネル L=320.00 下高串橋 L=78.00 上田ノ垣内橋 L=99.00 中田ノ垣内橋 L=55.00 下田ノ垣内橋 L=63.00

#### 和歌山県告示第840号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 425号

供用開始の区間 日高郡印南町大字高串字井之浦315番3地先から同町大字田ノ垣内字賀森37番11地先まで

供用開始の期日 平成22年8月22日 午後6時

#### 和歌山県告示第841号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 425号

供用開始の区間 田辺市龍神村柳瀬字小柳瀬14番8地先から同市龍神村福井字南813番2地先まで

供用開始の期日 平成22年8月28日 午後2時

#### 和歌山県告示第842号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年8月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3076	海南市下津町小南5-7、7-6、7-9、水路、里道	海南市下津町小南129-5 株式会社橋爪建設 代表取締役 橋爪健至	平成 22. 8. 3	4. 20	21. 46

## 和歌山県告示第843号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
平成22年8月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3087	海南市藤白字王子免477番2の一部、477番4の一部、479番1の一部	海南市名高453番地8 宮本孝夫	平成 22. 8. 3	5. 00	22. 55

## 和歌山県告示第844号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づく道路を次のとおり指定した。  
平成22年8月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名 称	延 長	幅 員	所在地 起点
			所在地 終点
一般国道24号	336m	13. 0m～14. 5m	橋本市古佐田二丁目104番15 橋本市橋本二丁目56番2

## 和歌山県告示第845号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課まで申し出るよう宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、この告示の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成22年8月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 商号 有限会社タウンハウス
- 2 代表者氏名 石田克樹
- 3 主たる事務所の所在地 和歌山市雑賀屋町東ノ丁64
- 4 免許証番号 和歌山県知事（5）2799号
- 5 免許年月日 平成19年9月24日

## 和歌山県告示第846号

次の収納員身分証明書は、亡失のため無効としたので、公告する。

平成22年8月13日

証明書番号 税外No. 2233

## 公 告

## 公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成22年7月26日以降無効とする。

平成22年8月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
200リットル券	農業	6440502	1枚	平成21年9月24日から 平成22年9月23日まで	紀中県税事務所	平成22年7月26日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。